

へき地医療支援病院の指定基準の一部改正について

1 背景

へき地診療所への医師派遣要望に対する未充足が続くとともに、医師少数区域の医師数の減少が進むなど、へき地医療を取り巻く状況は厳しさを増していることを踏まえ、へき地診療所へ医師を派遣する医療機関を拡大し、へき地における医療提供体制を確保する必要がある。

2 改正内容（案）

(1) へき地医療支援病院の指定を受けようとする病院が、へき地診療所及びへき地医療拠点病院に対し、当該病院の常勤換算医師数の3%（以下「基準派遣数」という。）を上回る人数の医師派遣を行うことについて、次のとおり改正する。

ア 指定を受けようとする病院の開設者が開設している診療所から医師を派遣する場合、その数を派遣人数に算入できるようにする。

この場合、派遣元の診療所の常勤換算医師数に2分の1を乗じて得た値を、指定を受けようとする病院の常勤換算医師数に加えて基準派遣数を算出する。

（例）

A 指定病院 常勤換算医師数 30 人、派遣人数 0.9 人の場合

B 診療所 常勤換算医師数 3 人、派遣人数 0.1 人の場合

・ 基準派遣数 0.945 人（ $= (30 \text{ 人} + 3 \text{ 人} \times 1/2) \times 3\%$ ）

・ 派遣人数 1.0 人（ $= 0.9 \text{ 人} + 0.1 \text{ 人}$ ）

イ 指定を受けようとする病院の開設者が開設している他の病院及び診療所から派遣する医師を派遣人数に算入する場合は、指定を受けようとする病院から派遣する医師の人数が過半数を占めるものとする。

（例）

派遣人数：計 1.7 人（指定病院 0.9 人、他の病院 0.6 人、診療所 0.2 人）→○

派遣人数：計 1.1 人（指定病院 0.5 人、他の病院 0.5 人、診療所 0.1 人）→×

(2) その他所要の改正を行う。

3 施行予定年月日

令和8年4月1日（令和8年度派遣計画から適用）

へき地医療支援病院の指定基準（案） 新旧対照表

新	旧
<p>1 指定基準</p> <p><u>(1)へき地診療所及びへき地医療拠点病院に対し、指定を受けようとする病院の常勤換算医師数(前年度の立入検査による数値の小数点第二位以下を切り捨てたもの。)の3% (以下「基準派遣数」という。)を上回る人数の医師(当該病院が雇用する常勤医師)派遣を行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、次のア及びイに該当する場合は、当該医療機関の常勤換算医師数(前年度の立入検査による数値又は根拠を示した数値の小数点第二位以下を切り捨てたもの。)に2分の1を乗じて得た値を、指定を受けようとする病院の常勤換算医師数に加えて基準派遣数を算出すること。</u></p> <p><u>ア 指定を受けようとする病院の開設者が、他にも病院を開設している場合</u></p> <p><u>イ 指定を受けようとする病院の開設者が開設している診療所から医師を派遣し、(1)の医師派遣数に算入する場合</u></p> <p><u>(2)指定を受けようとする病院が開設している医療機関からの医師(当該医療機関が雇用する常勤医師)派遣数を(1)の医師派遣数に算入する場合、指定を受けようとする病院から派遣する医師数が過半数を占めるものとする。</u></p> <p>2 派遣人数の換算方法</p> <p>(1) へき地診療所への派遣</p> <p>年53日以上派遣を行うこととし、週1日の派遣につき0.2人と換</p>	<p>1 指定基準</p> <p>へき地診療所及びへき地医療拠点病院に対し、指定を受けようとする病院の常勤換算医師数(前年度の立入検査による数値の小数点第二位以下を切り捨てたもの。<u>以下同じ。</u>)の3% (以下「基準派遣数」という。)を上回る人数の医師(当該病院が雇用する常勤医師)派遣を行うものとする。</p> <p>ただし、<u>指定を受けようとする病院の開設者が、他にも病院を開設している場合は、他の病院の常勤換算医師数に2分の1を乗じて得た値を、指定を受けようとする病院の常勤換算医師数に加えて基準派遣数を算出すること。</u></p> <p>2 派遣人数の換算方法</p> <p>(1) へき地診療所への派遣</p> <p>年53日以上派遣を行うこと</p>

算する。(隔週で派遣する場合は、0.1人と換算する。また、午前のみ又は午後のみ派遣する場合は、当該に人数に2分の1を乗ずることとする。)

ただし、へき地診療所での勤務時間、派遣元医療機関との往復時間等、派遣に要する1週間当たりの総時間数を40で除した値が0.2を超える場合は、当該値を派遣人数として換算する。

(2) へき地医療拠点病院への派遣

へき地医療拠点病院での勤務時間、派遣元医療機関との往復時間等、派遣に要する1週間当たりの総時間数を40で除した値を派遣人数として換算する。

(3) 基準派遣数との比較

上記(1)と(2)の合計を1週間当たりの派遣人数とする。

(4) 医師標準数との整合

ア 指定を受けようとする病院の常勤換算医師数から上記(3)のうち当該病院からの派遣人数を減じた値が、前年度の立入検査による当該病院の医師標準数を下回ってはならない。

イ 指定を受けようとする病院の開設者が開設している他の病院から医師を派遣している場合は、派遣元の他の病院の常勤換算医師数から上記(3)のうち当該病院からの派遣人数を減じた値が、前年度の立入検査による当該病院の医師標準数を下回ってはならない。

3 指定の手続

(1) 事前手続

指定を受けようとする病院は、へき地診療所及びへき地医療拠点病院へ医師派遣を行う旨を県(保健医療部医

とし、週1日の派遣につき0.2人と換算する。(隔週で派遣する場合は

、0.1人と換算する。また、午前のみ又は午後のみ派遣する場合は、当該に人数に2分の1を乗ずることとする。)

ただし、へき地診療所での勤務時間、派遣元病院との往復時間等、派遣に要する1週間当たりの総時間数を40で除した値が0.2を超える場合は、当該値を派遣人数として換算する。

(2) へき地医療拠点病院への派遣

派遣先病院での勤務時間、派遣元病院との往復時間等、派遣に要する1週間当たりの総時間数を40で除した値を派遣人数として換算する。

(3) 基準派遣数との比較

上記(1)と(2)の合計を1週間当たりの派遣人数とする。

(4) 医師標準数との整合

指定を受けようとする病院の常勤換算医師数から上記(3)の派遣人数を減じた値が、前年度の立入検査による医師標準数を下回ってはならない。

3 指定の手続

(2) 事前手続

へき地診療所等へ医師派遣を行

<p>療推進課。以下同じ。)へ申し出て派遣先医療機関の調整等、事前協議を行うものとする。</p> <p>(2)～(5)略</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 派遣元医療機関は、派遣先医療機関のニーズに合った医師の派遣を行うこと。</p> <p>(2) (3) 略</p>	<p>おうとする病院は、その旨を県(保健福祉部医療推進課。以下同じ)へ申し出て派遣先の調整等、事前協議を行うものとする。</p> <p>(2)～(5)略</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 派遣元病院は、派遣先病院のニーズにあった医師の派遣を行うこと。</p> <p>(2) (3) 略</p>
--	--

【参考】

1 へき地医療支援病院

へき地医療支援病院は、へき地診療所及びへき地医療拠点病院に積極的に医師を派遣する病院として県が指定し、へき地医療拠点病院とともに、県のへき地医療の支援体制を構成している。

また、県の医療計画に、へき地医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されることは、社会医療法人認定の要件の一つとなっている。

2 へき地診療所への派遣要望に対する不足状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不足数 (診療所数)	1.35人分 (4診療所)	1.45人分 (7診療所)	1.2人分 (5診療所)

資料：医療推進課調べ

3 近年の医療施設従事医師数の推移

(人・各年12月末現在)

医療圏	令和2年	令和4年	令和6年
県南東部	3,403	3,361	3,218
県南西部	2,131	2,149	2,153
高梁・新見	85	83	82
真庭	77	75	69
津山・英田	349	364	351
計	6,045	6,032	5,873

資料：医師・歯科医師・薬剤師統計（厚生労働省）

へき地医療支援体制

●へき地医療支援機構

実施主体：県（運営主体病院に委託）

●主な事業

- ・へき地医療拠点病院に対する巡回診療、医師派遣の要請
- ・代診医派遣調整
- ・へき地勤務医師の確保及び相談
- ・へき地診療所及びへき地医療拠点病院への医療技術支援の要請
- ・へき地勤務医師医療研修会の運営
- ・へき地医療拠点病院連絡協議会の運営
- ・へき地医療拠点病院の活動評価
- ・その他へき地医療の在り方についての調査研究
- ・その他へき地医療の推進に関する事業

●へき地勤務経験のある担当医師を配置

- ・へき地医療支援のコーディネート

岡山県

運営委託
指導

へき地医療支援機構
運営主体病院
(岡山済生会総合病院)
・担当医師の配置

巡回診療
医師派遣要請
代診医派遣要請
評価等指導

へき地医療拠点病院
(9病院)
岡山済生会総合病院
岡山赤十字病院
高梁市国保成羽病院
美作市立大原病院
赤磐医師会病院
真庭市国保湯原温泉病院
鏡野町国保病院
渡辺病院
津山中央病院

●へき地医療拠点病院

●主な事業

- ・巡回診療等によるへき地住民の医療の確保
- ・医師、歯科医師のへき地診療所への派遣
- ・遠隔医療等の各種診療支援事業
- ・へき地医療従事者の研修等
- ・代診医派遣（診療所の医師が病気等で一時的に欠ける場合の代診医師の派遣）

医師等の派遣

へき地医療支援病院
(社会医療法人)
心臓病センター榊原病院
光生病院
日本原病院
しげい病院

医師等の派遣

医師等の派遣
診療支援等

医師等の派遣
診療支援等

医師等の派遣
診療支援等

へき地診療所

へき地診療所

へき地診療所

- ・地域住民の医療の確保
- ・へき地勤務医師医療研修会へ参加

●その他のへき地医療支援

- ・瀬戸内海巡回診療船「済生丸」の運営費支援
- ・自治医科大学卒業医師のへき地定着促進
- ・へき地医療拠点病院、へき地診療所等に対する施設整備、設備整備、運営費などの各種補助金による支援等